

盛岡市観光文化交流センター 1 階空調設備修繕 仕様書

- 1 件 名 盛岡市観光文化交流センター 1 階空調設備修繕
 2 修繕期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 7 月 10 日（金）まで
 3 履行場所 盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番 10 号
 盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）

4 修繕内容

- (1) 概要 盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）1 階商業店舗内の天井埋め込み型業務用エアコンの室内機 5 台及び室外機 2 台の交換修繕を実施するもの。
 詳細は下記及び別紙を参照すること。

(2) 既存使用機器の詳細

既存使用機器	天井埋込カセット型パッケージエアコン (1) テーブル客席用 ダイキン SMYC J 160 B D 室内機：FHYC J 80 B 2 台 室外機：RY J 160 B 1 台 電源：三相 200V 冷房能力：14.0/16.0 k w 暖房能力：16.0/18.0 k w (2) 厨房及び小上がり用 ダイキン SMYC J 160 B M 室内機：FHYC J 50 B 3 台 室外機：RY J 160 B 1 台 電源：三相 200V 冷房能力：14.0/16.0 k w 暖房能力：16.0/18.0 k w
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 設置する機器の規格・仕様

品番・規格・仕様等	数量・単位
(A) テーブル客席及び厨房用 天井埋込カセット型パッケージマルチエアコン ・ 6 馬力相当、寒冷地仕様 ・ 電源：三相 200V ・ 冷房能力：14.0 k w 以上 暖房能力：16.0 k w 以上 ・ 室内機 2 台、室外機 1 台、標準パネル 2 枚、 ワイヤードリモコン 2 ケ、分枝管 1 ケ ・ 室内機設置場所：テーブル客席 1 台、厨房 1 台 ・ 既存のテーブル客席室内機 2 台のうち 1 台は埋め殺しとし、 それに伴う配管処理を行うこと。 [参考機種] ・ ダイキン RQTP160A ・ 日立 RAS-AP160SSRM	一式
(B) 小上がり用 天井埋込カセット型パッケージマルチエアコン	一式

<ul style="list-style-type: none"> ・ 6馬力相当、寒冷地仕様 ・ 電源：三相200V ・ 冷房能力：14.0kw以上 暖房能力：16.0kw以上 ・ 室内機2台、室外機1台、標準パネル2枚、 ワイヤードリモコン2ヶ、分枝管1ヶ ・ 室内機設置場所：テーブル客席1台、厨房1台 <p>[参考機種]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイキン RQTP160A ・ 日立 RAS-AP160SSRM 	
ワンタッチソケット	一式
冷媒管 φ9.5/φ15.9 (中間ジョイント)	10m
ドレン配管 25A (一部ルート変更中間部使用)	一式
ガス回収、破壊処理	一式
既存機器撤去・処分	一式
点検口設置作業 小あがり×2、テーブル客席×1	3カ所
空調工事作業 (試運転調整含む。)	一式
室外機電源供給工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管材 (VE54) ・ プルボックス250×250×250 ・ 防水プリカ (PE38) ・ 電源ケーブル (CV14×3C) ・ 動力盤加工費 	一式
室内機電源供給工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全ブレーカー 15A ・ 電源ケーブル VVF2.0mm×3C ・ 通信ケーブル VCTF20. mm×2C 	一式
電気工事	一式
諸経費等	一式

(4) その他

- ・ 不要となった廃材及び産廃処分費等は、本業務に含むものとする。
- ・ 既存室内機5台のうち1台は埋め殺しとするため、支障の無いよう配管処理を行うこと。
- ・ 既存の配管を別紙のとおり変更するための配管の工事も含めること。それに伴う点検口の設置も含めること。
- ・ 室外機2台から動力制御盤までの電源ケーブルは、既存配管を用いず、新たにプルボックスを設置し、新たな配管を用いて配線すること。なお、既存の電源ケーブルは埋め殺しとすること。

5 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

6 設置機器等の調整・検査・保証

- (1) 設置した機器の動作試験を行い、発注者及び指定管理者等の立会いのもと、異常がないことを確認すること。
- (2) 設置した機器について、メーカー保証期間内の通常使用状態で故障等が発生した場合は受注者の責任において無償で対応すること。

7 監理

- (1) 施工期間の決定に当たっては、発注者と十分協議すること。
- (2) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。本修繕に伴う当該施設の全館休館は想定していないため、全館休館せず施工すること。
- (3) 商業店舗内の作業のために必要な飲食店の一時休業については調整が必要となるため、事前に発注者と協議すること。なお、商業店舗内の作業は飲食店の営業時間以外に行うこととし、飲食店の休業が必要となる作業については、休業期間が可能な限り短くなるよう配慮すること。
(参考：飲食店定休日 第二火曜日、営業時間11時から15時)
- (4) 設置した機器の動作試験を行い、発注者及びテナント入居者等の立会いのもと、異常がないことを確認すること。また、その際に機器の操作方法を説明すること。
- (5) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (6) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (7) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (8) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (9) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (10) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (11) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 提出書類（任意様式）

- (1) 業務完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) その他必要と認められるもの

9 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。ただし、軽易な事項については、発注者の指示によるものとする。また、見積及び施工前に当たっては、発注者に事前に連絡することに

より、必要に応じて現地確認できるものとする。